

市民と福祉をむすぶ

かけはし

第202号
2021
4月



編集発行 / 社会福祉法人養父市社会福祉協議会
令和3年4月15日発行

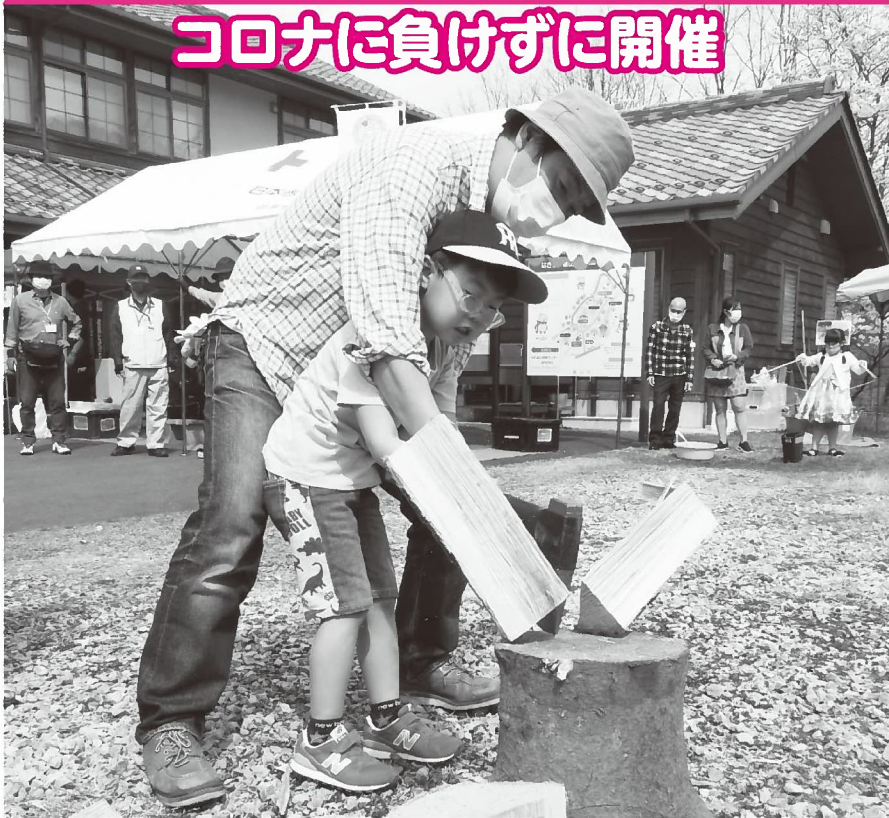
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 (地域交流センター「福祉の杜」)
電話 (079) 662-0160 FAX (079) 662-0161 E-Mail :info@yabu-shakyo.jp

「ブログでかけはし」QRコード

ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp>

春休みフリースペースパーク

コロナに負けずに開催



▲お父さんと一緒にオノで薪割りにチャレンジ。見事まっがたつに割れました。(=3月27日、はさまじ里山の森公園)

当日の運営には地域のボランティアスタッフや但馬農業高校ボランティア部も参加し、一緒に絵を描いたり、しゃぼん玉づくりをしたりして多世代交流をしました。

目玉の親子ワークショップ「木をつかおう、木とくらそう」のコーナーでは、子どもたちも薪割りを体験。参加した子は「初めてで上手くできなかったけど楽しかった」と声を弾ませていました。ボランティアで参加し、4月から社会人となる中野宗一郎さん(広谷)は「皆さんと楽しく交流でき、とても充実した日になりました。今後も様々な活動に参加し、地域のために頑張っていきたいと思います」と話していました。

3月27日、桜が見ごろを迎え晴天に恵まれたはさまじ里山の森公園で「春休みフリースペースパーク」を開催。43組136人が参加しました。

今回はコロナ対策を第一に考え、プログラム内容や会場の設営も工夫し、開催時間の短縮や消毒・換気のための時間もとりました。

令和3年度
事業方針と予算

だれもがつながり
いのち輝くまちづくり
～オール養父市で未来へ～

3月30日、第45回評議員会において令和3年度事業方針及び予算が承認されました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、コロナ禍での新しい生活様式をふまえたうえで、福祉制度によるサービスに加え、地域での人と人とのつながりを切らない、誰もが生きがいを持って豊かに暮らせる地域づくりを進めていきます。

重点事業を次のように定め、住民をはじめボランティア、行政、関係機関、企業などと連携しながらさまざまな活動に取り組みます。

重点事業

- ①新しい生活様式を実践し、平時だけでなく災害時にも地域づくりをすすめる福祉連絡会の活動支援
- ②コロナ禍で複合化・複雑化した生活福祉課題に対応する包括的な支援体制の整備

③計画の進捗状況の点検と検証をし、見直しや改善を行なう第3次地域福祉推進計画進行管理委員会の開催

今年度は養父市社協の行動指針となる「第3次地域福祉推進計画（2019年度～2023年度）」の3年目となります。計画の進捗状況の点検と評価を行ない、社会情勢の変化や地域の動向をふまえた計画の見直しを図ります。

また、養父市の「第4次地域福祉計画（2020年度～2024年度）」と連携し、総合的な支援体制の構築を目指します。

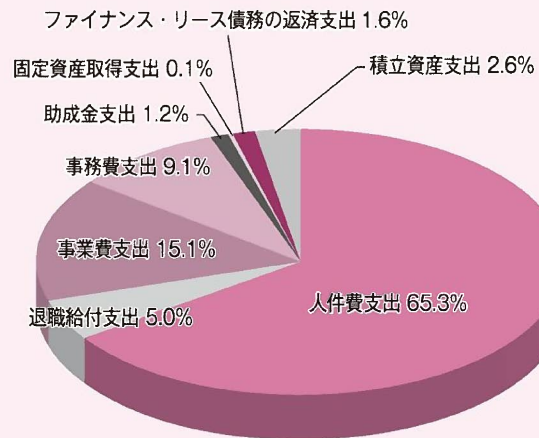
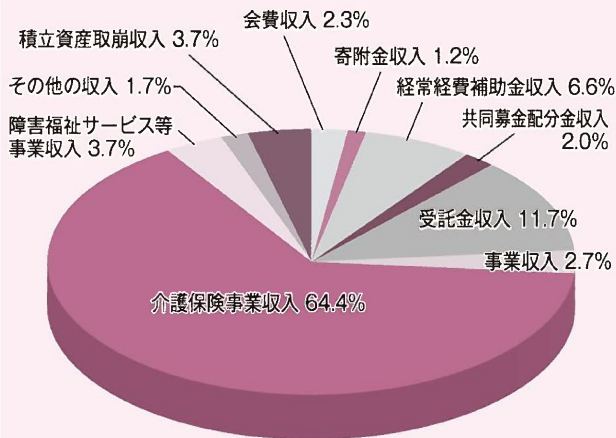
その他主な事業

- ・屋外でのつどい場を開催するための屋外ベンチの設置
- ・こーぷこうべと連携した「フードバンク事業」の促進と有効活用
- ・業務継続計画（BCP）の策定

令和3年度資金収支予算

収入額 4億4,583万5千円

支出額 4億3,399万円



収入総額対前年度比2%減 (894万6千円減)

支出総額対前年度比4.7%減 (2,139万円減)

※令和3年度事業計画書及び予算書の詳細については、本会ホームページ (<http://www.yabu-shakyo.jp/>)、本部・各支部の窓口でご覧いただけます。

令和2年度

賛助会員・特別会員のお知らせ

令和2年12月1日～令和3年3月31日までの受付分(順不同・敬称略)

(株式会社は欄、社会福祉法人は欄、有限会社は欄と表記しています)

● 賛助会員

【20】▽福井寿徳 【10】▽西原慎五▽藤原進▽横田晴男▽上垣政雄▽水田董▽大谷八千子▽上垣一義▽米田修▽片岡稔▽米田渡▽前田よしゑ▽植田幸子▽西村美鈴▽植田悟▽匿名1名 【5】▽森本幸子▽太田豊▽小林哲夫▽西村禮治▽長島とくゑ▽橋本幹夫▽村上和子▽藤本茂樹▽小畑恵美子▽森崎司▽和田祐之▽河邊末廣▽河野久雄▽松村貫昌▽板坂悦雄▽藤原和好▽田村祐一(大阪市)▽田畑秀子▽和田金男▽森本源治▽森下すゑ子▽三方澄子▽稲葉隆一(川崎市)▽大谷重雄▽藤原たまゑ▽中村光枝▽西谷澄▽和田悦男▽西村登▽前田吉男▽川本勲▽池田加代子▽西谷すみ子▽小佐里美(稲美町)▽板本茂良▽高松弘龍▽池田一成▽河内裕子(名古屋)▽小林吉美▽池田純子 【4】▽山口桂子 【3】▽池田安子▽小西厚男▽植木宏子▽沖田あさ子▽高橋昌博▽石原耕作▽本谷誠

● 特別会員

▽吉田雅代▽山田一郎▽岡本祐二▽山本文彦▽片岡なつ子▽石坪久朗▽堀井寿雄▽土江敦之▽安達繁▽足立純子▽北本博子▽正垣豊▽中尾幸郎▽栗田一夫▽小畑喜美一▽小谷幸三▽石田剛司▽中尾敏彦▽正垣綾子▽近藤武▽山本清輔▽伊藤豊子▽西田則子▽上垣武士▽新田光俊▽増元加津江▽田村高生▽中尾照彦▽竹内睦生▽上山啓子▽三宅良弘▽田村恵子▽西垣国男▽西谷清隆▽谷本昇▽津崎悦子▽池田綾子▽村上京子▽小谷恵美子▽西谷和弘▽三島啓子▽若佐敏明▽匿名6名 【2】▽西村敏彦▽大谷正人▽瀬本登▽藤原毅▽小野山笑子▽田中富士雄▽田中由美▽木村廣子▽山崎たみ子▽松田穆子▽田村浩二▽尾崎正直▽和田貞夫▽山内眞知子▽近藤穂津子▽吹孝夫(茨木市)▽丸山賀代子▽松田英二▽池田公一▽田中耕治▽谷本純男▽雲田美知子▽加森洋子▽西谷和美▽匿名4名 【1】▽松下功夫▽阿部

悦子▽長尾重代▽鎌田正明▽北尾千秋(岸和田市)▽西村秀子▽田淵義和▽福井厚子▽福井光夫▽匿名5名

賛助会費と特別会費は、所得税法上の寄付金控除及び損金算入対象寄附金です。
年間を通じて受け付けていますので、協力よろしく願います。

古切手収集

ありがとうございます！

古切手・ペルマーク、書き損じハガキ等の収集にご協力いただいた皆さまを紹介します。
(令和2年11月16日～令和3年3月15日)

▽竹山美沙子▽西村圭介▽柴山医院▽本谷みゆき▽佐藤友之▽養父市役所社会福祉課▽郵政共助会伯馬支部▽森本英子▽島田美恵子▽辻本小野枝▽谷垣喜信▽岡本查知子▽養父市農林振興課・地籍調査課▽板尾多美子▽田村きを子▽榎田村オート▽藤盛晴代▽日下部奈緒美▽森元正乃▽北本博子▽冠句やまざと▽養父市森林組合▽福井建設(株)職員一同▽養父市学校教育課・教育総務課▽(株)モリモト▽西垣春枝▽安達貞恵▽正垣豊▽正垣智子▽田村かめ(川崎市)▽山本律子(川崎市)▽上垣やえみ▽上垣恵美子▽西谷すみ子▽西垣吉江▽小谷史郎▽関宮こども園▽日本精鋳(株)中瀬製錬所▽匿名25件

市内認知症カフェのご案内

- 認知症カフェこあん
と き.. 毎月第2木曜日 10時～15時
ところ.. 山崎敬一宅
問合せ.. 養父市社協本部 ☎079-6662-0160
- オレンジカフェおやお
と き.. 毎月第2土曜日 13時～15時
ところ.. 大屋ふれあいの家
問合せ.. おおやの郷 ☎079-6669-2100
- 古民家カフェたぬき
と き.. 毎月最終土曜日 11時～14時30分
ところ.. 大屋町和田(松田宅)
問合せ.. 山崎敬一 ☎090-1901-7678
- ほのぼのカフェ
と き.. 毎月第2火曜日 13時～15時
ところ.. TSUDORA元町家
問合せ.. はちぶせの里 ☎079-6667-3107
- 出会いカフェ
と き.. 毎月第4水曜日 13時～15時
ところ.. であいの里
問合せ.. 養父市社協関宮支部 ☎079-6667-3248
- ウイズ
と き.. 毎月第3土曜日 11時～14時
ところ.. 喫茶ウィズ
問合せ.. 安井吉成 ☎090-3285-0140

フードバンク事業の今

令和元年7月から養父市社協と生活協同組合コープこうべが連携し、やむなく返品となった宅配商品の一部を生活困窮世帯やこども食堂などに提供するフードバンク事業を始めて約2年。市民からの食材預託も多くあり、今年度（3月24日現在）の払い出しは270件ありました。

また、1月から新型コロナウイルス感染症の影響などで生活に困っている方で希望する世帯、1世帯につき2kgの白米を20世帯（3月24日現在）に配付しました。

今後も、養父市社会福祉協議会は食品ロスの削減と必要な方への「食の助け合い」に取り組んでいきます。



フードバンク事業実績報告

（令和2年4月1日～令和3年3月24日まで）

団体	件数	物 品
生活困窮者	61件	レトルト食品、インスタント食品、白米、飲料水ほか
こども食堂	48件	レトルト食品、インスタント食品、飲料水、白米、衣類ほか
地域のつどいの場	15件	菓子、乾物、調味料
いきいきサロン	83件	インスタント食品、飲料水、菓子、調味料、野菜ほか
社協事業	50件	インスタント食品、飲料水、調味料、野菜、果物、衣類ほか
その他	13件	インスタント食品、災害用非常食ほか
合 計	270件	

子育てサロン・放課後ブレイパークの案内

- 子育てサロンそよ風
 - ・日 時 4月19日・26日(月)
 - 5月10日・17日(月)
 - 10:00～11:30
 - ・場 所 ふれあいいきいきサロンそよ風
- 子育てサロン関宮
 - ・日 時 4月26日(月)
 - 10:00～11:30
 - ・場 所 関宮ふれあいの郷
- 子育てサロン高柳
 - ・日 時 4月28日(水)
 - 「みんなあつまれ」
 - 10:00～11:30
 - ・場 所 高柳ふれあい倶楽部
- 多胎児サークル
 - ・日 時 5月14日(金)
 - ピーナッツ
 - 10:00～11:30
 - ・場 所 ふれあいいきいきサロンそよ風
- 子育てサロン伊佐
 - ・日 時 5月10日(月)
 - 「こどもの日のこども」
 - 10:00～11:30
 - ・場 所 伊佐ふれあい倶楽部
- 子育てサロンすくすく
 - ・日 時 5月11日(火)
 - 10:00～11:30
 - ・場 所 三宅団地集会所
- 関宮放課後ブレイパーク
 - ・日 時 4月23日(金)
 - 5月7日・21日(金)
 - 14:30～16:30
 - ・場 所 関宮ふれあいパーク
- 大屋放課後ブレイパーク
 - ・日 時 5月10日・24日(月)
 - 14:30～16:00
 - ・場 所 大屋小学校

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定が変更になる場合があります

◆退職者のお知らせ (3月31日付)

ディサービスセンター「ふれあい」 管理者兼生活相談員	田村 五月	嘱託職員	平山 美子
介護支援専門員 兼福祉用具専門相談員	小谷 珠美	主事	中尾 花世
		介護支援専門員	小泉 恵子

(以上3名 4月1日付再雇用)

今月の かけはしさん



かとう だいすけ
加藤 大輔さん
(口大屋駐在所・樽見)

口大屋駐在所に赴任して
早いもので5年になりました。
養父市へ来た時に3歳だ
った長女は小学3年生に、
この地で生まれた次女は4
歳になりました。
次女は「樽見の大桜」か
ら1文字いただいて「里桜
奈」と名付けました。将来
大きくなった時に、養父市
での素敵な日々を思い出し
て欲しいという願いを込め
ました。
このたび、養父警察署は
南但馬警察署となりました
が、駐在所は全て存続し、
私も引き続き勤務しますの
で、困りごとなどあればい
つでも駐在所にいらしてく
ださい。



善意銀行だより



令和3年2月16日〜令和3年3月15日(敬称略)
預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善意銀行へ寄附金の預託をされた方は寄附金控除を受けられる場合があります。
詳しくは事務所までお問い合わせください。

- ▼香典返し
 - ・大久保 藤原 春代 50,000円
 - ・大谷 谷垣 芳江 50,000円
- ▼亡夫供養
 - ・尾崎 中村 順子 30,000円
 - ・匿名 10,000円
- ▼亡父供養
 - ・尾崎 宇佐見雄一 50,000円
 - ・福定 西村 秀樹 30,000円
- ▼亡母供養
 - ・一部 高岡 正 30,000円
 - ・三宅 西谷 満 50,000円
 - ・中瀬 井上 滝秀 金一封
- ▼忌明志
 - ・天子 西井由佳里 100,000円
- ▼供養志
 - ・十二所一 圓山多津美 50,000円
- ▼供養
 - ・匿名 20,000円
- ▼福祉機器借用のお礼
 - ・匿名 10,000円
- ▼善意の寄附(バザー売上金)
 - ・但馬長寿の郷まごころ

クラブ陶芸チーム 15,991円

▼善意の寄附

・加保 米田 天 1,000円

・匿名398回 5,000円

・社協職員 1,300円

▼物品の寄附

・下網場 島田美恵子

・箸セット、台所用洗剤セ

ット、おふるセットほか

・浅間 西田 峰麻

キーボード付きケース、

タブレットケース、スタ

ンド、キーボード

・上網場 辻本小野枝

ひざかけ、はがき

・諏訪町 宮本 柁行

座布団

・第一学院高等学校養父校

車いす2台

・長野 岡山千代子

白菜

・宮垣 谷垣 重俊

寝間着、セーター

・中村 山下ふみ代

はがき

・蔵垣 上垣 一義

シルバーカー

・大屋中学校読み聞かせボランティア

花束

・中間 上垣 巖

ほつれん草



▶第一学院高等学校養父校から
寄贈された車いす(11月3月15日、
福祉の社)

◆寄附金 53万3,291円
ありがとうございました。

- ・大久保 藤原 春代
- ・菓子、紙おむつ
- ・中瀬 井上 滝秀
- ・せつけん、タオル
- ・吉井 津崎 悦子
- ・はがき
- ・福定 西村 秀樹
- ・お菓子セット、とりみ調
- ・整食品、紙おむつほか
- ・匿名 20人
- ・白菜、大根、台所用洗剤
- ・洗濯用洗剤、柔軟剤、ス
- ・ポンジ、マイクロファイ
- ・パークロス、洗濯槽クリ
- ・ナー、蚊取りマットセ
- ・ット、パン、菓子、エ
- ・ロン、ズボン、下着、タ
- ・オル、バスマット、寝具
- ・類、はがき、切手、フリ
- ・ーズドライミそ汁、ダ
- ・ストボックス、紙おむつ、
- ・玄米、シャワーチェア、
- ・ミニお手玉ほか

Quoカードが当たる!

合体
パスワード

合体した文字をバラバラにして3文字
の言葉を作つてね。

■ヒント 3ページ。認知症〇〇〇。

取

■応募方法 はがきまたは、FAX
に答えと住所、氏名、ふりがな、年
齢、電話番号、「かけはし」を「ご覧
になったご意見・ご感想をお書き添
えの上、「ご応募ください」。

正解者の中から抽選で3名さまに
Quoカードを贈ります。

■応募先 令和3年4月30日必着

〒667-0022

養父市八鹿町下網場320

「福祉の社」内

養父市社会福祉協議会

FAX 662-0161

★前回の答えは

『交流』でした

本谷みゆき(天子)

古井まさ子(能座)

長村三千代(奈良尾)

以上3名の方が当選されました。

おめでとございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定が変更になる場合があります。

心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 4月23日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 5月7日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 5月14日(金) 社協養父支部
- ◆ 5月21日(金) 大屋保健センター

◆WEL(うえる)♥縁(えん)♥友(とも)♥婚(こん)

※毎月第2・第4日曜日開設する結婚相談(無料)

- 日時 5月9日(日)、23日(日) 13:30~16:00
- 場所 ウエルシア養父上箇店「ウエルカフェ」

弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 令和3年5月19日(休)
- 場 所 地域交流センター「福祉の杜」
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



よしたに あつと
吉谷 篤人ちゃん 6歳2カ月(左)
もととき
元喜ちゃん 2歳4カ月(右)
(鉾山・兄弟)

うちげえの

宝

お父さんの真哉さん、お母さんの麻子さんに聞きました♪

◆名前はどうにつけましたか？

篤人は人に優しくできる子になってほしい、元喜は元気にすくすく喜びいっぱいの人生を送ってほしいという思いでつけました。

◆今、興味をもっていることはなんですか？

2人とも仮面ライダーが大好きで、よく仮面ライダーごっこをしています。

◆ご両親から一言メッセージ

兄弟仲良く元気いっぱい遊んで大きくなってね。楽しいこといっぱいしようね。

教えて弁護士さん!

第111回「障害者差別解消法」について

Q 前回のこのコラムで、コロナ禍において差別が起きているという問題を目にしました。

実は、私の母が通っているデイサービスでクラスターが発生し、母は感染しなかったのですが、デイサービスの職員は対応に追われているようです。ただ、母は認知症のため職員の方の指示に従わないことが多いようで、クラスターが収まった後も、母の状態を理由に通所をさせてもらえません。このため、母の介助がとても大変になりました。

このような事業所の対応は、問題ないのでしょうか。

A 前回お話ししたように、コロナウイルスの感染拡大によって、さまざまな場面で差別等の問題が起きています。そして、今回のお話は、コロナウイルスが直接の理由ではなく、認知症を理由に差別されているという問題です。

わが国では、平成28年4月から、障害者差別解消法が施行され、障がいがあることを理由に、正当な理由なく「不当な差別的取扱いをすること」を禁止しています。そして、認知症の方も障がいのある方に含ま

れますので、この法律により、不当に差別的に取り扱われることが禁止されています。

そこで、今回のお話では、認知症の症状のため職員の指示に従えないということを理由に、本来利用できるはずの介護サービスを利用できないということですから、「不当な差別的取扱い」を受けていると考えられます。この点、コロナウイルスの感染防止が正当な理由に該当するのでは、とも考えられますが、通所時に症状の有無の確認と手指消毒を行うことで、通所を認めた上での感染予防が可能ですから、正当な理由とはならないと考えます。

そして、このような差別事案が生じた場合には、市が相談窓口を設置していますので、そちらに相談されるべきです。

相談を受けた市は、事実確認のため差別をしたとされる相手にも話を聞き、差別に該当するのかが検討し、該当すると判断した場合には差別を解消するための方策を協議することとなります。

差別の解消のためには、差別をしている方を非難したり罰則を課すのではなく、差別が生じている背景を理解し、解決のため建設的に協議して理解を促していくことが重要です。今回も、適切なコロナ対策について理解を促し、通所を認めてもらうよう協議することになると思います。

SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。

⑥ 第202号 かけはし